

第2号様式

香川県県税事務所長 殿

県 税 確 認 欄	鳥獣保護管理法施行規則第65条第1項
	<input type="checkbox"/> 第7号該当(許可捕獲者)
	<input type="checkbox"/> 第8号該当(許可捕獲従事者)
	<input type="checkbox"/> 第9号該当(認定鳥獣捕獲等事業者の従事者)
	<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員

年 月 日

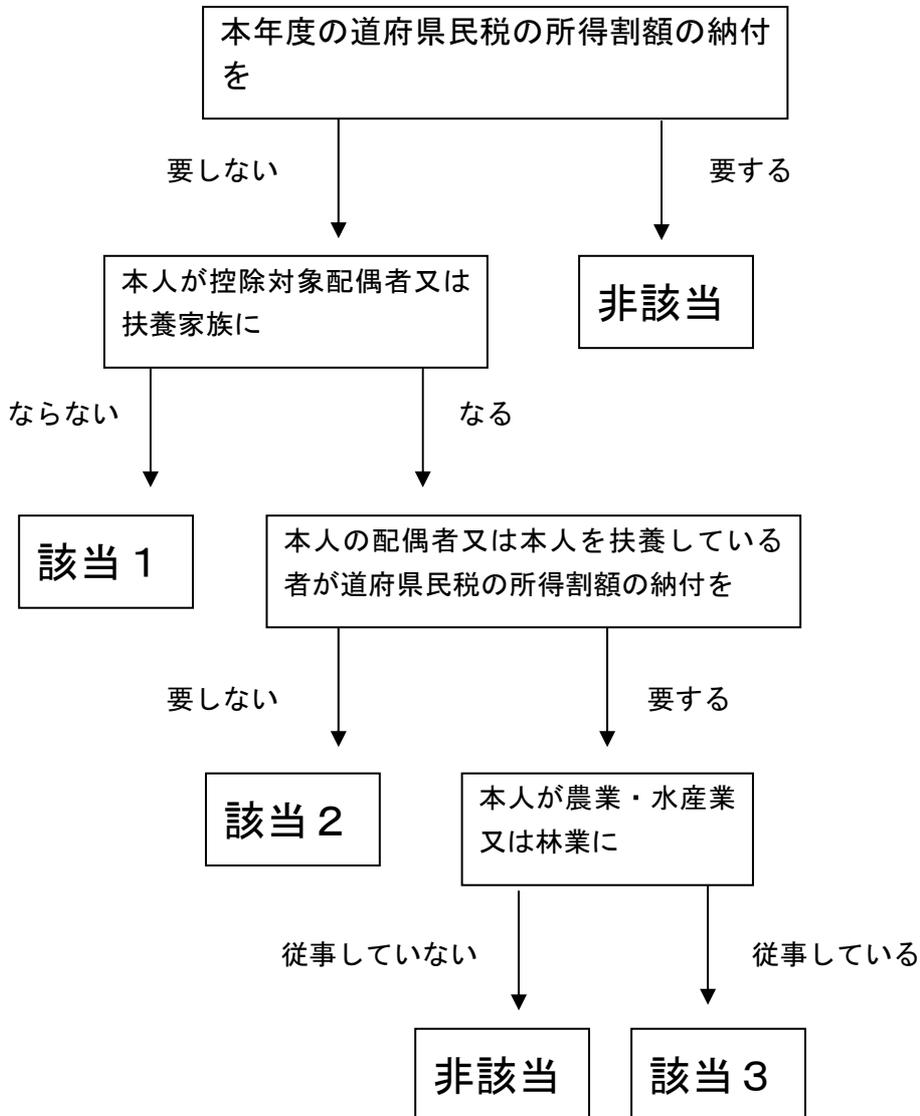
住所	
職業	
氏名	

狩 猟 税 申 告 書

狩 猟 免 許 の 種 類		納税済印押印欄		
第一種銃猟免許	(1) ライフル銃 (2) 散弾銃 (3) 空気銃 <small>(圧縮ガスを使用するものを含む)</small>			
網猟免許				
わな猟免許				
第二種銃猟免許				
税 率 区 分		地方税法条文	納 付 額	
			本則税率	許可捕獲者に 係る特例税率
1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 2に掲げる者以外のもの		第700条の52 第1項第1号	16,500円	8,200円
2. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当 該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要し ないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当す る者(農林水産業に従事している者を除く。)以外の者		第700条の52 第1項第2号	11,000円	5,500円
3. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受 ける者で、4に掲げる者以外のもの		第700条の52 第1項第3号	8,200円	4,100円
4. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受け る者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付するこ とを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該 当する者(農林水産業に従事している者を除く。)以外の者		第700条の52 第1項第4号	5,500円	2,700円
5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		第700条の52 第1項第5号	5,500円	2,700円
6. 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の狩猟者登録を受ける者		附則第32条	課税免除	
7. 対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受ける者				
注 意				
①「狩猟免許の種類」欄は狩猟免許の種類及び使用する猟具の番号を○印で囲んで下さい。				
②「税率区分」欄は該当番号を○印で囲んで下さい。「税率区分」2又は4の適用を受ける方は、 必ず住所を有する市町村長発行の証明書を裏面に貼付して下さい。				
③「納付額」欄は該当税額を○印で囲んで下さい。				

証明書はここに貼付して下さい。

第 700 条の 52 第 1 項第 2 号又は第 4 号該当者の判定について



※ 証明書が第1号様式によらない場合においては、「該当1」から「該当3」のいずれに当たるかを○印で囲んでください。なお、後日、県税事務所の調査等によって、申告内容が真実と相違していることを確認した場合には、本税を追徴させていただきますのでご注意ください。